



諫早市立森山西小学校いじめ防止基本方針

令和8年2月改訂

1 いじめ防止に向けた基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などその生命または身体に重大な危険を生じさせる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心した学校生活を送る中で、さまざまな活動に意欲的に取り組み、一人ひとりの個性や能力を十分に伸長することができるよう、いじめのない学校づくりを推進する。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 学校教育目標

心豊かで、「徳・知・体」の調和がとれ、自ら学ぶ意欲と社会の変化に対応できる「生きる実践力」を身につけた子どもの育成をめざす

4 いじめ防止等の対策のための組織

【いじめ対策委員会】

○基本方針

- ・本組織は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織であり、具体的には、以下の機能をもち、児童の豊かな学校生活及び教育活動を支える取組を行う。

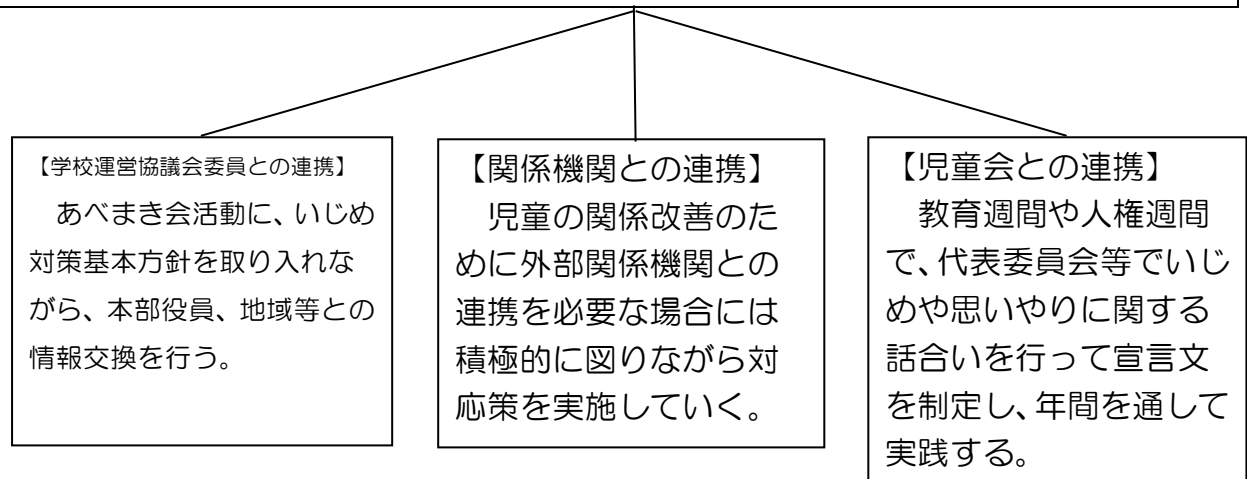
○取組内容

- ① いじめ防止にかかわる取組の作成・実行・評価・修正
- ② いじめの相談・通報の窓口の設置
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。→各学期にアンケート実施後、個別面談を実施。
- ④ いじめ防止に係る教育相談体制・指導体制の構築

- ⑤ いじめ防止にかかわる関係機関との連携
- ⑥ 重大な事態発生時のプロジェクトチームの編成
- ⑦ いじめ防止にかかわる校内研修の企画・運営

○構成メンバー

- ・校長、教頭、教務主任、生活指導主任、低・中・高学年代表、養護教諭
- ・必要に応じて、学校運営協議会委員、心のケア相談員、その他外部関係者等



5 いじめ問題への取組

<いじめの防止について>

【学校の取組】

- 全教育活動を通じ「いじめは決して許されない」ことを毅然と指導する。
- 校内指導体制を確立し、いじめを生まない学校づくりに努める。
- 特別の教科道德の授業づくりを推進し、道徳的な心情を育てる。
- 指導力向上を目指した教職員研修の充実を図る。
- ◎学び合いを重視した授業や子どもの自主的・主体的な活動や協働を推進し、互いに認め合い助け合う学級集団をつくるとともに、対人関係能力を養う。
- ◎学習をはじめとする教育活動において達成感・成就感をもたせることにより、自己肯定意識を高める。
- 児童会活動を中心とした子ども自身の取組支援を充実する。

【家庭での取組】

- 生活の様々な機会を通して、善悪の判断ができるようにする。
- 自分の物と他の人の物を区別し、大切に扱う心を育てる。
- 携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束をつくり、それを守ることができるようにする。毎月10日を「親子スマホ・ゲーム機点検の日」に設定。
- 地域の様々な行事に参加させ、社会性や思いやりの心を育てる。

<いじめ早期発見>

【学校の取組】

- 生徒指導に関する情報交換を密にし、共有する。
- 児童の些細な変化を見逃さず、気づきメモ（5W1H）により、報告・連絡・相談を確実にする。

◎定期的なアンケート調査や個人面談などにより、きめ細かな実態把握に努める。児童の気になる行動について、データファイルでも共有する。

○児童や保護者に対する啓発を続け、心のケア相談員の活動を充実させる。

○スクールガードボランティア、学校運営協議会委員をはじめ各関係機関との連携を密にし、より多くの情報の収集に努める。

※いじめの認知

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否か判断する。

【家庭での取組】

○日常的に子どもと会話して、学校でのできごとや友達関係などの実態を把握する。

○子どもの持ち物の紛失や増加に注意する。

○服装の汚れや乱れ、けが、表情などのチェックをする。

○些細な変化でも、担任に話す。

<いじめに対する措置>

【学校の取組】

○いじめと疑われる行為を発見した場合や、児童・保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、すぐに校長・教頭・生活指導主任に報告し、早い段階から的確な関わりを持っていく。

○被害児童の安全を確保し守るために、毅然とした対応をする。

- ・いじめの疑いのある行為は直ちに制止させる。

- ・プライバシーに配慮しながら、**事実の正確な把握**をする。

- ・組織的なスピード感のある対応をする。（素早く・誠実に・何度でも）

- ・事実を隠すことなく伝え、保護者と協力しながら問題解決にあたる。

○加害児童及び保護者について、毅然とした指導と誠意ある継続的な助言に努める。

○関わりをもつ児童集団については、いじめを傍観せず、仲裁に入ったり相談したりする勇気をもつよう指導する。

※いじめ解消の判断

○いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が3か月以上（状況によっては延ばす）継続していること。

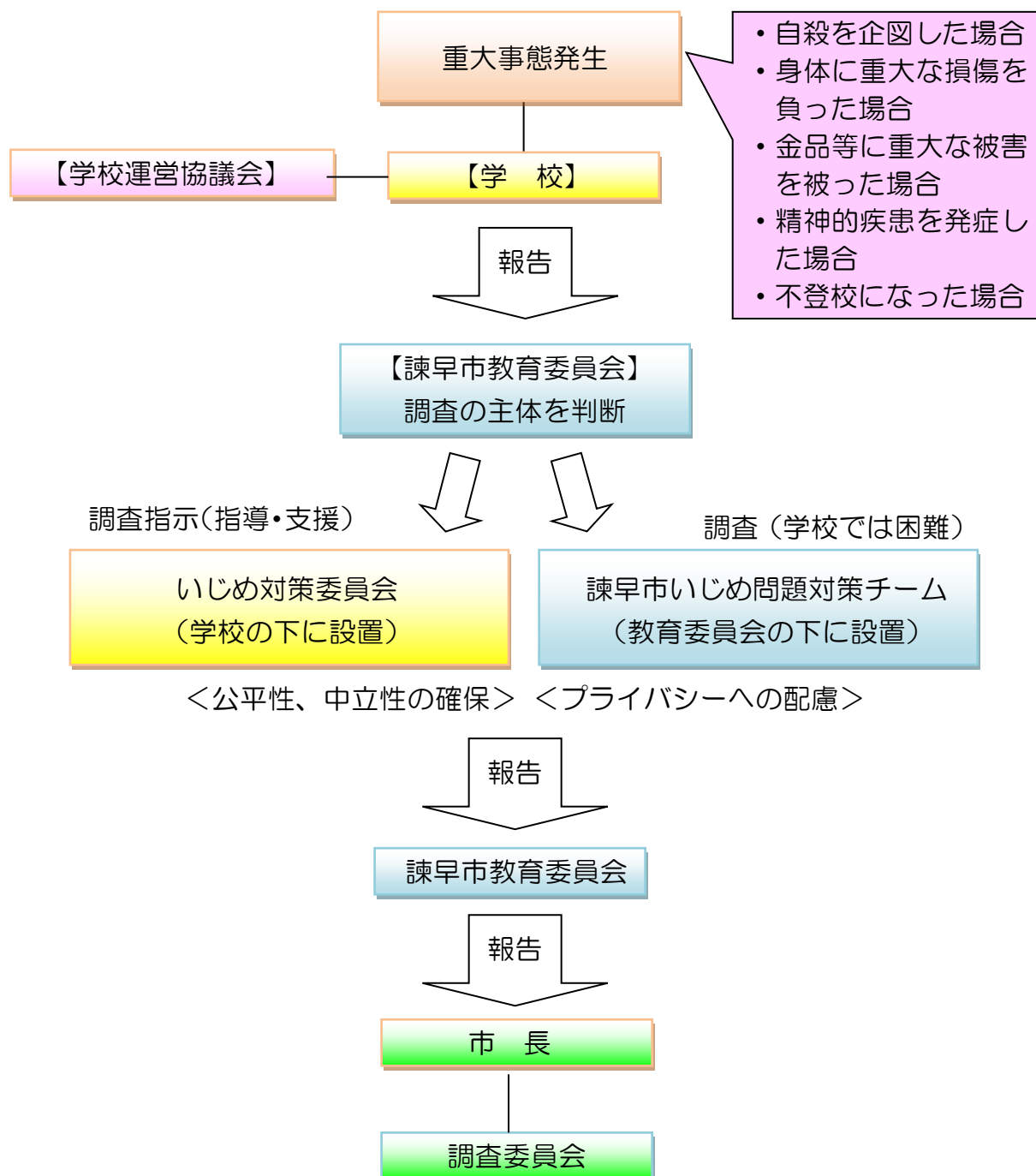
○被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点に置いて、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

【家庭での取組】

- 子どもの話をよく聞き、事実の確認をする。
- 担任に連絡をして事実関係を把握したうえで、いじめられている子どもを守る姿勢を見せ、安心させる。
- 学校と協力して問題解決に努める。
- 学校と連携して専門機関に相談し、適切な対応をする。

＜重大事態発生時の対応＞



6 年間計画

月	組 織	活 動 予 定
4	学校・学校運営協議会	学校基本方針の確認、学校運営協議会時の啓発
5	いじめ対策委員会	学校基本方針の周知・確認
6	学校・関係諸機関 いじめ対策委員会	児童アンケート・個別面談、代表委員会（なかよし宣言等） 森西っ子を見つめる教育週間（道徳授業公開） 学級懇談会での共通理解
7	学校・保護者	保護者との個別面談
11	学校・保護者 いじめ対策委員会	児童アンケート・個別面談、人権月間の取組（各学年） 活動の評価・改善・学校運営協議会での共通理解
12	学校	人権集会の開催
2	いじめ対策委員会	児童アンケート・個別面談、年間評価・改善
3	学校運営協議会	年間活動の報告と評価

*「いじめ対策委員会」は、全職員で行う。